

(別紙2)

< 参考例 >

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統ごとの運行回数の範囲

運 行 系 統 名	下 限 回 数	上 限 回 数

注) 競合系統を有する系統については指定しないものとする。

2 運行系統を包括した運行回数の範囲

(施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の地方運輸局長が指定する運行回数が15回である地方運輸局の場合)

運 行 届 出 運 行 回 数	下 限 回 数	上 限 回 数
16 ~ 25	16	現行届出運行回数 + 10
26 ~ 75	現行届出運行回数 - 10	現行届出運行回数 + 10
76 ~ 105	現行届出運行回数 - 20	現行届出運行回数 + 20
106 ~	現行届出運行回数 - 25	現行届出運行回数 + 25

注) 競合系統を有する系統を除く。